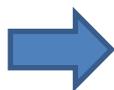


いじめ防止対策推進法(H25.6.28)

- 【いじめの基本的な対応の仕方】
- ◎いじめの未然防止の取組
 - ◎早期発見のための相談体制の強化
 - ◎早期発見，早期対応のための支援体制の強化



中野西小学校 いじめ防止対策基本方針

認知したいじめの解消 100%のために，全職員が共通理解，共通実践できる学校を創る

豊かな情操と道徳心を
養う教育の推進

オアシス運動・おもいやり運動の推進
なかよし運動の推進

全教育活動を通じた道徳教育・体験
活動等の充実

児童活動の取組

- ・朝のあいさつ運動
- ・指タッチ運動
- ・いじめ防止集会「なかよし集会」
- ・「なかよしタイム」(昼休み)
- ・いじめ防止スローガン

保護者・地域連携

- ・青少年相談員・民生児童委員のあいさつ運動
- ・地域連携本部会議

いじめのない学校づくり

— 未然防止・前兆発見・早期対応に向けた取組 —

相談体制の確立

- ・スクールカウンセラー等との連携
- ・教育相談(6月，10月)の充実

生徒指導体制の確立

- ・生徒指導委員会(毎月)の実施
※中野西小いじめ防止対策会議と兼ねる
- ・毎月のいじめ調査(認知→ケース会議→対応)
- ・いじめ調査(6月，10月)→認知→教育相談

教職員の資質向上

- ・道徳科の授業の充実
- ・体験活動の重視
- ・キャリア教育の充実
- ・人権意識の高揚
- ・危機管理意識の高揚
- ・関連する内容の校内研修



いじめ発生時の対応

- ・正確な事実確認，保護者への説明，市教委への報告，支援の要請
- ・いじめを受けた児童へのカウンセリング，心のケア及び保護者への支援
- ・いじめた児童への丁寧な継続的な指導及び保護者への助言
- ・再発防止へのケース会議，関係機関への協力要請及び警察との連携
- ・いじめが解消するまで(目安：3ヶ月)当該児童を全職員で守る

いじめ対策合同委員会

- ・校長・教頭・生徒指導・市教育指導課・PTA 会長・副会長・市青・少年相談員，民生委員(年に2回)※地域連携本部会議
- ・情報提供，対応についての協議，共通理解

重大事態への対処

【発生】市教委に報告→【判断】速やかに調査の組織(市教委・学校)→【調査】事実関係を明確にする調査の実施→被害児童及び保護者に適宜，適切な情報提供→【調査結果報告】市長に報告→【再発防止】新たな事案の未然防止